

平成 25 年度から消防団協力事業所の 優遇措置が導入されました

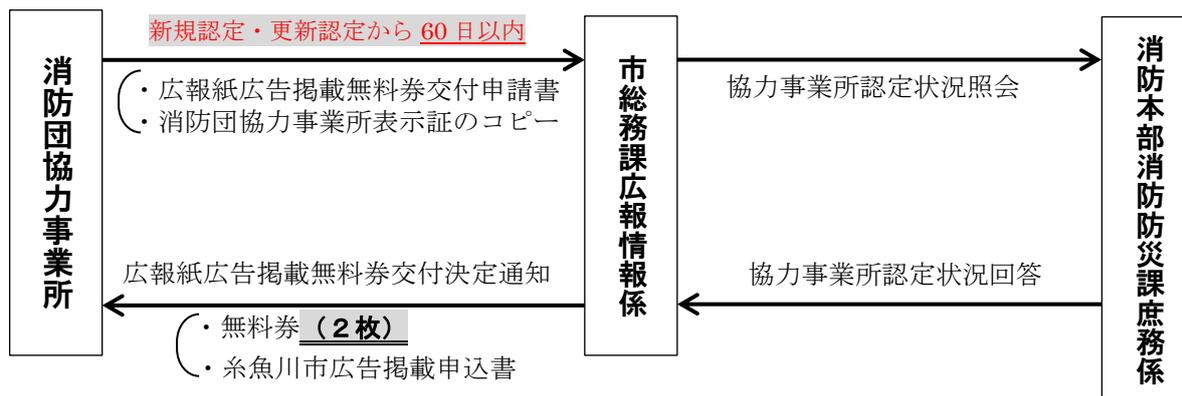
1 優遇措置の内容

- 消防団協力事業所の新規認定ならびに 25 年度以降に更新認定となる事業所を対象に「広報いといがわ」の有料広告欄の広告掲載料が無料になります。
- 「8,000 円／1 枠」が、**2 回分（総額 16,000 円）**無料になります。
- 消防団協力事業所の新規認定・更新認定となった日から **60 日以内**に申請してください。
- 無料券 2 枚**は交付日から **2 か年間有効**となります。
- 本優遇措置の申請は、新規・更新いずれの事業所も 1 回限りとなります。**

2 無料券の申請手続き

- 「消防団協力事業所表示証」のコピーを糸魚川市広報紙広告掲載無料券交付申請書に添付して、市総務課広報情報係に申請してください。
- 総務課広報情報係は申請内容を確認（消防団協力事業所認定状況は消防本部消防防災課庶務係に確認）し、交付、不交付の決定を通知します。
- 総務課広報情報係は交付が決定した事業所に対して、糸魚川市広報紙広告掲載無料券交付決定通知書と無料券 **（2 枚）**を送付します。
- 有料広告を申込みの場合は、別途糸魚川市広告掲載申込書を提出してください。

（申請から交付までの流れ）



3 その他

- 掲載申込み件数が多数の場合は、抽選により決定します。
- 無料券の第三者への譲渡は認められません。
- 無料券の再発行はできません。
- 平成 27 年 4 月 1 日から広告無料掲載回数「4 回」を「2 回」へ改める（糸魚川市告示第 19 号）

問合せ先: 消防本部 消防防災課庶務係 Tel.552-2311